

## 青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 小田野沢Ⅲ風力発電事業 環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が多数存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 コウモリ類や鳥類への重大な影響を回避又は極力低減するため、専門家等からのヒアリング結果を十分踏まえた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。  
また、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、事後調査後に先送りすることなく、施設の稼働開始時から、フェザリング、稼働停止などの適切な環境保全措置を講ずること。
- 3 対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛きん類であるオジロワシ、オオワシ及びクマタカの生息が確認されており、事業実施により、これらの鳥類の生息環境（バードストライクを含む）に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の渡りは、積雪量や融雪状況の影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
- 5 対象事業実施区域には、自然度の高い「(10) ヨシクラス」、「(9) ヒノキアスナロ群落」等の植生が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査を十分に行った上で、これら自然度の高い植生に重大な影響を及ぼさないよう、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。  
また、対象事業実施区域内には、既存の植生調査からは得られていない学術的に重要な水生植物が分布している可能性があることから、これら植生自然度の高い地域においては、適切に調査範囲を設定すること。
- 6 対象事業実施区域には、水源かん養保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、その機能低下を招かないよう、同区域から保安林を除外すること。
- 7 対象事業実施区域及びその周辺に、崩壊土砂流出危険地区が存在することから、風力発電設備の規模や配置等を検討することにより、土砂の崩壊または流出など土砂災害を誘発するおそれのある箇所の変更を回避すること。